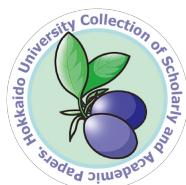




HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	北海道大学医学部アイヌ人骨収蔵経緯に関する調査報告書（追録）
Relation	(2018). 北海道大学医学部アイヌ人骨収蔵経緯に関する調査報告書（追録）. 北海道大学
Issue Date	2018-03-20
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/82909
Rights	本報告書の著作権は北海道大学にあります
Type	report
File Information	hokkaidoU_report_addendum_201803_Part3.pdf, Part3



昭和十年八月二十日願発見シタル人骨ヲ北海道帝国大学医学部ニ保管ノ件許可ス

昭和十年九月九日

北海道庁長官 佐上信一 公印

1935年9月9日付11D・児玉作左衛門宛て北海道庁長官「亥兵七九三号 指令」（資料11-4）は、1935年8月20日付で願い出た発見した人骨を北大医学部に保管する件について、1935年9月9日付で、北海道庁長官が許可した指令書である。資料11-4は北海道庁用紙1枚（タイプ印字）よりなり、枠外には「文書課長閲了」のゴム印を捺してある。所轄の静内警察署を経由して送付された。

11D（静内町在住）は、当該人骨を発見した者と推測されるが、氏名以外は不詳である。資料5-5（1935年5月3日付亥兵第三七四号）にしたがい、北海道庁学務部からの通知を児玉作左衛門が受けて、11Dを知り得た可能性がある。

1935年8月20日付願は、資料11-1や資料11-3と同様に、「人骨処分許可願」の書式であったと考えられる。

資料11-4文中の「人骨」について、北海道庁長官宛てに提出した「人骨発見届」や、1935年8月20日付「人骨処分許可願」の「下書き」あるいは「控え」は見当たらない。

資料11-4文中の「人骨」は、「静内郡静内町」で発見され、①1935年8月20日付「人骨処分許可願」、②同年9月9日付「亥兵七九三号 指令」（資料11-4）を経て、③北大医学部が収受したと読み解くと、医学部解剖学第二講座「アイヌ民族人体骨発掘台帳」（単頁複写物75頁）に、「昭和十年八月三日 静内海岸ニテ発見セルモノニシテ溺死者ナラン」と記されている「静内1」に照応する可能性がある。

【資料11-5】1935年9月11日付消印の北海道庁静内警察署「封筒」

「封筒」（資料11-5）は、宛先が「北海道帝国大学医学部 児玉作左衛門殿」（墨筆）、差出人が「北海道庁静内警察署」（スタンプ印）、消印が「10.9.11」と捺された、1935年9月11日付消印の茶封筒である。

資料11-5には封緘印があるが、既に開封済みで、中身は空である。

北海道庁静内警察署が、資料11-4を児玉作左衛門宛てに送付した封筒であると考えられる。

【資料11-6】1935年10月12日付11E・児玉作左衛門宛て北海道庁長官「亥兵第八九九号 指令」

（江別警察署経由） 文書課長閲了

亥兵第八九九号 指令

北海道札幌郡江別町字対雁

11E

北海道帝国大学医学部

児玉作左衛門

昭和十年九月二十三日願発見シタル人骨ヲ北海道帝国大学医学部ニ保管ノ件許可ス

昭和十年十月十二日

北海道庁長官 佐上信一 公印

1935年10月12日付11E・児玉作左衛門宛て北海道庁長官「亥兵第八九九号 指令」（資料11-6）は、1935年9月23日付で願い出た発見した人骨を北大医学部に保管する件について、1935年10月12日付で、北海道庁長官が許可した指令書である。指令書は北海道庁用紙1枚（タイプ印字）よりなり、枠外に

は「文書課長閲了」のゴム印を捺してある。所轄の江別警察署を経由して送付された。

1935年9月23日付願は、資料11-1や資料11-3と同様に、「人骨処分許可願」の書式であったと考えられる。

11E（江別町在住）は、当該人骨を発見した者と推測されるが、氏名以外は不詳である。資料5-5（1935年5月3日付亥兵第三七四号）にしたがい、北海道庁学務部からの通知を見玉作左衛門が受けて、11Eを知り得た可能性がある。

資料11-6文中の「人骨」について、北海道庁長官宛てに提出した「人骨発見届」や、1935年9月23日付「人骨処分許可願」の「下書き」あるいは「控え」は見当たらない。

資料11-6文中の「人骨」は、「札幌郡江別町」で発見され、①1935年9月23日付「人骨処分許可願」、②同年10月12日付「亥兵第八九九号 指令」（資料11-6）を経て、③北大医学部が収受したと読み解くと、医学部解剖学第二講座「アイヌ民族人体骨発掘台帳」（72頁）に、「昭和十年火力発電所工事中発見」と記されている「江別1」に照応する可能性がある。

【資料11-7】1935年10月14日付消印の江別警察署「封筒」

「封筒」（資料11-7）は、宛先が「札幌市 北海道帝国大学医学部 見玉作左衛門殿」（ペン筆）、差出人が「江別警察署」（スタンプ印）、消印が「10.10.14」と捺された、1935年10月14日付消印の茶封筒である。

封緘印の代わりに「唐原」印が捺してあるが、既に開封済みで、中身は空である。

北海道庁江別警察署が、資料11-6を見玉作左衛門宛てに送付した封筒であると考えられる。

【資料11-8】北海道庁長官池田清宛て北海道帝国大学医学部長大野精七「人骨発掘許可願」

人骨発掘許可願

- 一、発掘ノ目的 学術研究ノ為
 - 二、発掘ノ場所
 - 三、発掘ノ年月日
 - 四、人骨ノ処分方法 北海道帝国大学医学部ニ保存
- 右之通人骨発掘致シ度ク候間御許可相成度

昭和 年 月 日

北海道帝国大学医学部長

大野精七 公印

北海道庁長官 池田清殿

北海道庁長官池田清宛て北海道帝国大学医学部長大野精七「人骨発掘許可願」（資料11-8）は、見玉作左衛門があらかじめ準備した「人骨発掘許可願」の用紙と考えられる。北海道庁が1935年5月付で示した「人骨発掘ニ関スル許可願」のひな形（資料8-4）よりも簡略化した書式である。

資料11-8は、作成年月日は空欄であり、作成時日を特定できないが、池田清の北海道庁長官在任期間（1936年4月22日～1937年6月5日）中である。

【資料11-9】1936年1月11日付見玉作左衛門宛て11F「受領証」

受領証

一金五拾円也 但シ占守島村上崎ニ於ケル発掘セル骸骨ニ対スル謝礼金也
右正ニ受領候也 11F 印
昭和十一年一月十一日

札幌市北五条西*****
11F 11F 印

児玉作左衛門殿

1936年1月11日付児玉作左衛門宛て11F「受領証」（資料11-9）は、占守島村上崎で発掘された「骸骨」に対する「謝礼金」として、11F（札幌市在住）が児玉作左衛門から50円を受領したことを証する受領証（洋紙1枚、ペン筆）である。

資料11-9は、児玉作左衛門が、占守島村上崎で発掘された頭蓋骨を50円で購入したことを証している。資料11-9文中の「骸骨」は、医学部解剖学第二講座「アイヌ民族人体骨発掘台帳」（93頁）に「占守島ニテ採集 札幌11F氏ヨリ」と記されている「占守1」・「占守2」と照応している。

「占守2」を収めていた木箱には、1936年1月9日付『北海タイムス』の切り抜き記事と「受領証」（資料11-9）署名者11Fの名刺が同封されていた。

1936年1月9日付『北海タイムス』の記事は、「極北占守の地下から／先住民族の頭蓋骨／歯は悉く見事な臼歯／考古学の珍資料」と見出しを掲げて、下記のように記している。

日本の最北端北千島占守島の村上岬の地下から先住民族の頭蓋骨が発見されて考古学者の興味を惹いてゐる—札幌市北四^マ条西*****11F氏は昭和九年七月北千島占守島村上岬に謀漁業部缶詰工場建設の設計を嘱託されて渡島約一ヶ月半滞在中、この工場建設のため掘り返したところ地下四メートルの個所から土器がぞく／＼発掘されその中に骸骨と共に頭蓋骨二個が発見されたのでこれを持ち帰り保存最近林市立札幌病院長に見て貰つたところアイヌやギリヤーク、オロツコ族より先住した民族らしいといふことが判り考古学上非常に貴重なものとされてゐるこの頭蓋骨の特徴は上顎下顎とも全部臼歯で一本も脱落してをらずまた下顎骨が一般人より十三ミリ長い事であり近く専門家の研究に供したいと11F氏は言つてゐる⁶⁶

11Fが占守島で発掘して所蔵していた頭蓋骨を、児玉作左衛門が知り得た経緯、また購入するに至った経緯を示す資料は見当たらない。

【資料11-10】1937年7月5日付児玉作左衛門宛て北海道庁長官「丑兵第五四五号 指令」

（久遠警察署経由）文書課長 閱了
丑兵第五四五号 指令

北海道帝国大学医学部
児玉作左衛門
外一名

昭和十二年六月願発見シタル人骨並ニ副葬品ヲ北海道帝国大学医学部ニ保管ノ件許可ス
昭和十二年七月五日

北海道庁長官 石黒英彦 公印

1937年7月5日付児玉作左衛門宛て北海道庁長官「丑兵第五四五号 指令」（資料11-10）は、1937年6月付で願い出た発見した人骨並びに副葬品を北大医学部に保管する件について、1937年7月5日付で、北海道庁長官が許可した指令書である。資料11-10は北海道庁用紙1枚（タイプ印字）よりな

り、枠外には「文書課長閲了」のゴム印を捺してある。所轄の久遠警察署を経由して送付された。

資料11-10文中の「人骨」について、北海道庁長官宛てに提出した「人骨発見届」や、1937年6月付「人骨処分許可願」の「下書き」あるいは「控え」は見当たらない。

【資料11-11】1937年7月6日付児玉作左衛門宛て久遠警察署長「通知」

昭和十二年七月六日

久遠警察署長 公印

北海道帝国大学医学部

児玉作左衛門殿

別紙北海道庁長官ヨリ指令有之候条此段及廻送候也

追テ人骨其ノ他ハ当署ニ保管中ニ付送付方法御回報相煩度申添候

1934年7月6日付児玉作左衛門宛て久遠警察署長「通知」（資料11-11）は、宛先が「札幌 北海道帝国大学医学部 児玉作左衛門殿」（ペン筆）、差出人が「北海道庁久遠警察署長」（スタンプ印）、消印が「後志久遠／12.7.7」と捺された1937年7月7日付消印の茶封筒に、資料11-10と共に収められている。資料11-11は北海道庁罫紙1枚（ペン筆）からなり、封筒は封緘印「久遠警察署厳緘」が捺してあるが、既に開封済みである。

資料11-11で、久遠警察署長は、①北海道庁長官の指令書（資料11-10）を「別紙」として児玉作左衛門に廻送する旨を伝え、②「人骨其ノ他」（人骨並びに副葬品）は久遠警察署で保管しているので、③北大医学部宛ての送付方法を知らせるよう求めた。

なお、封筒の表面余白には、後筆で以下のように記してある。

◎七月八日 { 荷造発送法指示
 の返事差出済

児玉作左衛門は、久遠警察署長からの「通知」・「別紙」を受領し、7月8日に久遠警察署長へ「荷造発送法」を返信したのである。

資料11-10及び資料11-11文中の「人骨」は、久遠警察署所轄の地域で発見され、①1937年6月付「人骨処分許可願」、②同年7月5日付「丑兵第五四五号 指令」（資料11-10）を経て、③北大医学部が収受したと読み解くと、医学部解剖学第二講座「アイヌ民族人体骨発掘台帳」（79頁）に、「昭和十二年七月十四日久遠警察署ヨリ」と記されている「久遠1」に照応している。

【資料11-12】1937年8月24日付児玉作左衛門宛て釧路市立郷土博物館佐藤直太郎「書簡」

拝啓

酷暑之候に候へど先生には愈々御壮康にて予定の調査御旅行を完了せられ無事御帰札の事と拝察致し候

陳者御来釧の砌御申付相成候アイヌの頭骨並に写真等本日荷造発送仕り候間御査収相成度候尚ほアイヌの写真の方は十枚にて価格は三円三十五銭の由に候間直接写真屋に御送附被下方却って好都合に存じ候

先は右荷物発送御通知まで斯くの如くに御座候

匆々

昭和十二年八月廿四日

釧路市立郷土博物館

児玉教授殿 侍史

《別紙》

目録				
一、アイヌ頭骨 No.1	博物館	所有	釧路市緑ヶ丘出	
一、全 No.2	全	〃	市内弥生町東栄学校附近	
一、全 No.3	日進小学校	〃	全	
一、骨骼一体 No.4	11G	〃	全	
一、全 No.5	考古学研究会	〃	全	

注意 東栄小学校附近ハ旧墓地

一、写真十枚

全部春採部アイヌ 原板 釧路市米町11H 所蔵

以上

1937年 8 月24日付児玉作左衛門宛て釧路市立郷土博物館佐藤直太郎「書簡」(資料11-12)は、児玉が来釧の際に、釧路市立郷土博物館の佐藤直太郎に申し付けていた「アイヌの頭骨並に写真」を送付する旨、知らせた手紙(釧路市罫紙1枚・ペン筆)である。同封目録(釧路市罫紙1枚・ペン筆)に、同博物館が児玉宛に送付したのはアイヌ人骨5体と写真10枚とある。

資料11-12は、宛先が「札幌 北海道帝国大学医学部 児玉教授殿」(ペン筆)、差出人が「釧路市立郷土博物館」(活版印刷)、「昭和十二年八月二十四日」(年号・年月日は印刷、日付はペン筆)付の茶封筒に収められている。封筒の消印は切手と共に切り取られて、不詳である。

資料11-12文中の「アイヌ頭骨」及び「骨骼」は、医学部解剖学第二講座「アイヌ民族人体骨発掘台帳」(83頁)に、「釧路郷土博物館ニ保存シアリシモノヲ児玉教授持参ス、博物館番号1-5号、5個ナリ」と記されている「釧路6」・「釧路7」・「釧路8」・「釧路9」・「釧路10」に照応する。

【資料11-13】1937年 8 月27日付11I・児玉作左衛門宛て北海道庁長官「丑兵第七〇二号 指令」

(釧路警察署経由) 文書課長 閱了

丑兵第七〇二号 指令

釧路市千歳町*****

11I

北海道帝国大学医学部

児玉作左衛門

昭和十二年八月十七日願発見シタル人骨ヲ北海道帝国大学医学部ニ保管ノ件許可ス

昭和十二年八月二十七日

北海道庁長官 石黒英彦 公印

1937年 8 月27日付11I・児玉作左衛門宛て北海道庁長官「丑兵第七〇二号 指令」(資料11-13)は、1937年 8 月17日付で願い出た発見した人骨を北大医学部に保管する件について、1937年 8 月27日付で、北海道庁長官が許可した指令書である。資料11-13は北海道庁用紙1枚(タイプ印字)よりなり、枠外には「文書課長 閱了」のゴム印を捺してある。所轄の釧路警察署を経由して送付された。

資料11-13の余白には、「北海道庁釧路警察署 第1674号 12.8.28」(スタンプ印、数字はペン筆)と、「高橋」印の捺印がある。北海道庁釧路警察署が1937年 8 月28日付で受け付けたことがわかる。

資料11-13は、封緘印があるが、既に開封された「封筒」に収められている。封筒は茶封筒で、宛先が「北海道帝国大学医学部 児玉作左衛門殿」（ペン筆）、差出人が「北海道庁釧路警察署」（スタンプ印）、消印は「8.28」付と判読できる。

資料11-13文中の「人骨」について、北海道庁長官宛てに提出した「人骨発見届」や、1937年8月17日付「人骨処分許可願」の「下書き」あるいは「控え」は見当たらない。

11I（釧路市在住）は、当該人骨を発見した者と推測されるが、氏名以外は不詳である。資料5-5（1935年5月3日付亥兵第三七四号）にしたがい、北海道庁学務部からの通知を児玉作左衛門が受けて、11Iを知り得た可能性がある。

資料11-13文中の「人骨」は、「釧路市」で発見され、①1937年8月17日付「人骨処分許可願」、②同年8月27日付「丑兵第七〇二号 指令」（資料11-13）を経て、③北大医学部が収受したと読み解くと、医学部解剖学第二講座「アイヌ民族人体骨発掘台帳」（83頁）に、「昭和十二年七月二十七日釧路東栄小学校ニテ発見」と記されている「釧路5」に照応する可能性がある。

【資料11-14】1937年11月25日付11J・児玉作左衛門宛て北海道庁長官「丑兵第九六九号 指令」

（静内警察署経由） 文書課長閱了

丑兵第九六九号 指令

沙流郡門別村字厚賀町

11J

北海道帝国大学医学部

児玉作左衛門

昭和十二年十一月願発見シタル人骨処分ノ件許可ス

昭和十二年十一月二十五日

北海道庁長官 石黒英彦 公印

1937年11月25日付11J・児玉作左衛門宛て北海道庁長官「丑兵第九六九号 指令」（資料11-14）は、1937年11月付で願い出た発見した人骨の「処分」の件について、1937年11月25日付で、北海道庁長官が児玉作左衛門宛てに許可した指令書である。資料11-14は北海道庁用紙1枚（タイプ印字）よりなり、枠外には「文書課長閱了」のゴム印を捺してある。所轄の静内警察署を経由して送付された。

資料11-14文中の「人骨」について、北海道庁長官宛てに提出した「人骨発見届」や、1937年11月付「人骨処分許可願」の「下書き」あるいは「控え」は見当たらない。

11J（厚賀町在住）は、当該人骨を発見した者と推測されるが、氏名以外は不詳である。資料5-5（1935年5月3日付亥兵第三七四号）にしたがい、北海道庁学務部からの通知を児玉作左衛門が受けて、11Jを知り得た可能性がある。

資料11-14文中の「処分」は、先述した「人骨処分許可願」（資料11-1、11-3）の書式における「処分」の方法と同様に、「保管」を意味する可能性がある。

「保管」と考えた場合、資料11-14文中の「人骨」は、医学部解剖学第二講座「アイヌ民族人体骨発掘台帳」（単頁複写物75頁）に「昭和十四年四月十日沙流郡厚賀町11J氏ヨリ」と記されている「厚賀1」に照応する可能性がある。しかし、資料11-14にも、「アイヌ民族人体骨発掘台帳」にも11J（厚賀町在住）の記述がありながら、①指令発行日（1937年11月25日）と②収受日（1939年4月10日）の間の約1年4ヶ月の年数は、空きすぎである感も否めない。

【資料11-15】1938年8月9日付児玉作左衛門宛て北海道庁長官「寅兵第七二一号 指令」

(国後警察署経由) 文書課長閱了
寅兵第七二一号 指令

札幌市北海道帝国大学医学部
児玉作左衛門
外一名

昭和十三年七月七日願人骨処分ノ件許可ス
昭和十三年八月九日

北海道庁長官 石黒英彦 公印

1938年8月9日付児玉作左衛門宛て北海道庁長官「寅兵第七二一号 指令」(資料11-15)は、1938年7月7日付で願い出た人骨の「処分」の件について、1938年8月9日付で、北海道庁長官が児玉作左衛門宛てに許可した指令書である。資料11-15は北海道庁用紙1枚(タイプ印字)よりなり、枠外には「文書課長閱了」のゴム印を、枠内の余白にゴム印「国後」印を捺してある。所轄の国後警察署を経由して送付された。

資料11-15文中の「人骨」について、1938年7月7日付「人骨処分許可願」の「下書き」あるいは「控え」は見当たらない。

資料11-15文中の「処分」は、先述した「人骨処分許可願」(資料11-1、11-3)の書式における「処分」の方法と同様に、「保管」を意味するものと考えられる。

一方、資料11-15は、先述した指令書(資料11-4、11-6、11-10、11-13、11-14)のように、「発見シタル人骨」とは記していない。資料11-15文中の「人骨」は、北海道庁長官宛てに「人骨発見届」の提出手続を要さない、北海道庁警察部から受け取った「人骨」である可能性が高い。

医学部解剖学第二講座「アイヌ民族人体骨発掘台帳」(95頁)には、「昭和十三年六月十三日、国後泊村警察署ヨリ」と記されている「国後1」、「昭和十三年十一月二日 道庁岩間警部ヨリ 国後コタンケシ出土」と記されている「国後2」がある。「コタンケシ」は、国後郡泊村コタンケシ川沿地域を指している。

「国後1」が収められていた木箱には、「札幌市北四条西**** 岩間庄八殿」と記した紙片が同封されていた。岩間庄八は、1934年4月1日には枝幸警察署(枝幸郡中頓別村)署長、1935年6月1日には国後警察署署長、1936年6月1日には警察部刑事課警部の任にあり、1938年当時は引き続き同職に就いていた。「国後1」及び「国後2」は、北海道庁警察部の岩間庄八警部を経由して、医学部解剖学第二講座が受け取っている⁶⁷。

資料11-15文中の「人骨」は、「国後1」、「国後2」に照応する可能性が次の2通りで考えられる。

一つは、当該人骨が「国後1」に照応すると考えた場合、①1938年6月13日北海道庁岩間警部より医学部解剖学第二講座が受け取り、②同年7月7日付「人骨処分許可願」により医学部での保管を出願した結果、③同年8月9日付「寅兵第七二一号 指令」(資料11-15)で北海道庁長官より許可が下りたこととなる。

もう一つは、当該人骨が「国後2」に照応すると考えた場合、①1938年7月7日以前に北海道庁警察部より当該人骨にかかる情報を受け、②同年7月7日付「人骨処分許可願」により医学部での保管を出願した結果、③同年8月9日付「寅兵第七二一号 指令」(資料11-15)で北海道庁長官より許可が下り、④同年11月2日北海道庁岩間警部より医学部解剖学第二講座が受け取ったこととなる。

【資料11-16】 1938年12月 7 日付児玉作左衛門宛て北海道庁長官「寅兵第一〇九二号 指令」

(国後警察署経由) 文書課長閱了
寅兵第一〇九二号 指令

北海道帝国大学医学部
児玉作左衛門
外一名

昭和十三年九月願人骨処分ノ件許可ス
昭和十三年十二月七日

北海道庁長官 石黒英彦 公印

1938年12月 7 日付児玉作左衛門宛て北海道庁長官「丑兵第一〇九二号 指令」(資料11-16) は、1938年 9 月付で願い出た人骨の「処分」の件について、1938年12月 7 日付で、北海道庁長官が児玉作左衛門宛てに許可した指令書である。資料11-16は北海道庁用紙 1 枚(タイプ印字)よりなり、枠外には「文書課長閱了」のゴム印を捺してある。所轄の国後警察署を経由して送付された。

資料11-16文中の「人骨」について、1938年 9 月付「人骨処分許可願」の「下書き」あるいは「控え」は見当たらない。

資料11-16文中の「処分」は、資料11-15と同様に、「保管」を意味するものと考えられる。

資料11-16には、「発見シタル人骨」とは記していない。資料11-16文中の「人骨」は、資料11-15と同様に、北海道庁警察部から受け取った「人骨」である可能性が高い。

資料11-16文中の「人骨」は、資料11-15と同様に、医学部解剖学第二講座「アイヌ民族人体骨発掘台帳」(95頁)に記載のある「国後 1」、「国後 2」に照応する可能性が、次の 2 通りで考えられる。

一つは、当該人骨が「国後 1」に照応すると考えた場合、①1938年 6 月13日北海道庁岩間警部より医学部解剖学第二講座が受け取り、②同年 9 月付「人骨処分許可願」により医学部での保管を出願した結果、③同年12月 7 日付「丑兵第一〇九二号 指令」(資料11-16)で北海道庁長官より許可が下りたこととなる。この場合、①受取(6月)、②許可願(9月)、③指令発行(12月)となり、3ヶ月の間隔があいている。その事情は詳らかではなく、少々空きすぎている感も否めない。

当該人骨が「国後 2」に照応すると考えた場合は、①1938年 9 月以前に国後コタンケシで出土し、②北海道庁警察部より当該人骨にかかる情報を受け、③同年 9 月付「人骨処分許可願」により医学部での保管を出願して、④同年11月 2 日北海道庁岩間警部より当該人骨を医学部解剖学第二講座が受け取った後、④同年12月 7 日付「丑兵第一〇九二号 指令」(資料11-16)で北海道庁長官より許可が下りたこととなる。

【資料11-17】 1939年10月19日付新谷廣治宛て「依頼書」

昭和十四年十月十九日

新谷廣治様

拝啓秋冷の候益々御清栄の段奉賀候

陳者先般小官等貴地出張の節御好意に依り視察致候アイヌ旧墓地は学問上最貴重なる資料に就き之を荒廢に帰せしむるに忍びず土地所有の方々の御好意と御諒解を得て正当なる手続の下に之を発掘・大学に保存致し度存候此点に就て是非貴方の御尽力を御願申上度次第に御座候発掘等と公称しては兎角問題に成り勝ちなるに就き若し御承諾の上は人骨発見の届を貴地より道庁宛御提出相成それにより道庁より即刻大学に通報ある在来の手順に相成居候に付今回もその先例に依り甚だ御手数乍ら同封の届を誰人の御名儀にても宜敷(山田氏の御名儀等最も適切かと

存候) 御記名御調印の上貴地派出所經由御提出下され度願上候他に何等附帶的の書類の必要も無之又其の上何等の御迷惑を御掛けすること無之次第に付き何卒然る可く御手配方御依頼申上候

猶道庁との諒解有之たらば直ちに当方より助手二三名を出張致させ全部当方にて始末致し候成るべく貴方帆立漁期終了後と存居候に付其辺の御都合等御通諜下され候はゞ幸甚と存候

右御依頼迄

早々

二白、此種の問題は兎角新聞紙上に特種として誇張的に報道せられ旧土人側の誤解と反感を招き易きに就き関係の方々にも極秘裡に御取扱被下様特に御依頼申上候

1939年10月19日付新谷廣治宛て「依頼書」(資料11-17)は、児玉が出張の際に見出した旧アイヌ墓地の発掘を企図し、その地域の有力者に宛てて協力を仰いだ依頼書である。北海道帝国大学医学部野紙1枚よりなり、カーボン複写である。児玉作左衛門の手許控えと考えられる。

資料11-17によれば、①児玉作左衛門は出張の際に「アイヌ旧墓地」を視察した、②「土地所有の方々の御好意と御諒解」を得て、「正当なる手続の下」で人骨を発掘して大学に保存したい、③「発掘等と公称しては兎角問題」になりがちであり、「人骨発見の届を貴地より」道庁宛てに提出願いたい、④人骨発見の届が出れば「道庁より即刻大学に通報ある在来の手順」であるため、「今回もその先例に依り」たい、⑤「同封の届を誰人の御名儀にても」よいので、記名・押印の上、「貴地派出所經由」で提出されたい、⑥新聞誌上で「誇張的に報道せられ旧土人側の誤解と反感を招き易」いので「極秘裡に御取扱」されたい、と新谷廣治宛てに懇願している。

資料11-17には地名の記載はないが、依頼先は「浅海養殖事業、常呂漁港の整備に尽力、零細漁民の多い土地柄の中でワンマンといわれ支持者の多い人物で当時〔1940年〕村内屈指の資産を有し、戦後も漁業協同組合長、町議会議長を多年勤め、名誉町民第一号となった人物」と評された新谷廣治であり、資料11-17中の「貴地」は常呂村である。1939年10月当時、新谷廣治は村会議員・漁業協同組合長であった⁶⁸。

児玉作左衛門は、常呂村を訪問した際に見出した旧アイヌ墓地の発掘を企図し、新谷廣治に「誰人の御名義」で「人骨発見届」を地元警察派出所經由で、北海道庁へ提出するよう懇請したのである。

なお、資料11-17文中に「山田氏の御名儀等最も適當かと存候」とある「山田氏」は、山田久七である。山田久七は、「呉服太物を商い、部落部長後村議、七期当選、火災予防組合長、常呂川治水起工、湧網線鉄道速成等に奔走、納税組合長、土功組合議員、在郷軍人会顧問、商工会頭などの公職を帯び運送会社を経営」と評され、1939年当時は常呂村村会議員・常呂商工会頭の任にあった⁶⁹。

児玉作左衛門が、常呂村における発掘を企図して、「村内屈指の資産を有し、大きな地主でもあり、おびただしい公職を有し、村では第一級の名望家」⁷⁰である新谷廣治・山田久七と接触したのである。

児玉作左衛門は、「土地所有の方々の御好意と御諒解」、「発掘等と公称しては兎角問題に成り勝ち」、「旧土人側の誤解と反感を招き易きに就き関係の方々にも極秘裡に御取扱被下様」と、旧アイヌ墓地の発掘と人骨の収集に対する批判を強く意識し、周到に準備していることを窺わせる文言を資料11-17文中に並べている。

なお、常呂村での旧アイヌ墓地の発掘は、実現しなかったと考えられる。

【資料11-18】 1941年 6 月20日付児玉作左衛門宛て北海道庁長官「已学第九七九号 指令」

(札幌警察署長經由)

已学第九七九号 指令 文書課長閱了

札幌市北海道帝国大学医学部

児玉作左衛門

昭和十六年五月十四日願人骨処分ノ件許可ス
昭和十六年六月二十日

北海道庁長官 戸塚九一郎 公印

1941年6月20日付児玉作左衛門宛て北海道庁長官「巳学第九七九号 指令」(資料11-18)は、1941年5月14日付で願い出た人骨の「処分」の件について、同年6月20日付で、北海道庁長官が児玉作左衛門宛てに許可した指令書である。資料11-18は北海道庁用紙1枚(タイプ印字)よりなり、枠内には「文書課長関了」のゴム印を捺してある。所轄の札幌警察署長を経由して送付された。

資料11-18文中の「人骨」について、1941年5月14日付「人骨処分許可願」の「下書き」あるいは「控え」は見当たらない。

資料11-18文中の「処分」は、資料11-14と同様に、「保管」を意味するものと考えられる。

資料11-18には、「発見シタル人骨」とは記していない。資料11-18文中の「人骨」は、資料11-15と同様に、北海道庁警察部から受け取った「人骨」である可能性がある。

資料11-18文中の「人骨」は、札幌警察署所轄の地域で発見され、①1941年5月14日付「人骨処分許可願」、②同年6月20日付「巳学第九七九号 指令」(資料11-18)を経て、③北大医学部が収受したと読み解くと、医学部解剖学第二講座「アイヌ民族人体骨発掘台帳」(72頁)に「昭和十六年旧苗穂小学校跡11K氏所有地ヨリ」と記されている「札幌1」に照応する可能性がある。

上記資料18点が関係する地域は、宗谷郡宗谷村、虻田郡虻田村、静内郡静内町、札幌郡江別町、千島列島占守島、久遠郡久遠村、釧路市、沙流郡門別村、国後島、常呂郡常呂村、札幌郡札幌市の11箇所である。児玉作左衛門(医学部解剖学第二講座)が発掘を行った八雲町遊楽部・浦幌村愛牛・森町・落部村・樺太を加えても16箇所であり、発掘及び収蔵に関する資料は依然として部分的である。

念の為に、北海道庁長官「指令」と経由警察署等を摘記して再掲しておく。

- ①1935年5月29日付北海道庁長官「亥兵第四三六号 指令」(森警察署経由)
- ②1935年9月3日付北海道庁長官「亥兵第七四二号 指令」(森警察署経由)
- ③1935年9月9日付北海道庁長官「亥兵第七九三号 指令」(静内警察署経由)
- ④1935年10月12日付北海道庁長官「亥兵第八九九号 指令」(江別警察署経由)
- ⑤1937年7月5日付北海道庁長官「丑兵第五四五号 指令」(久遠警察署経由)
- ⑥1937年8月27日付北海道庁長官「丑兵第七〇二号 指令」(釧路警察署経由)
- ⑦1937年11月25日付北海道庁長官「丑兵第九六九号 指令」(静内警察署経由)
- ⑧1938年8月9日付北海道庁長官「寅兵第七二一号 指令」(国後警察署経由)
- ⑨1938年12月7日付北海道庁長官「寅兵第一〇九二号 指令」(国後警察署経由)
- ⑩1941年6月20日付北海道庁長官「巳学第九七九号 指令」(札幌警察署長経由)

児玉作左衛門の手許に残っていた10点の北海道庁長官「指令」は、旧アイヌ墓地等における児玉作左衛門の発掘及び人骨の収受が、「人骨発掘発見ニ関スル規程」(北海道庁令第八十三号、1934年10月19日公布)の「本令ニ依り提出スル願届書類ハ人骨所在地所轄警察署長ヲ經由スベシ」(第三条)、「現状ヲ変更シ又ハ人骨ヲ処分セントスルトキハ長官ノ許可ヲ受クベシ」(第二条第五号)との規定にもとづいてなされたことの証左である。

伊藤昌一名誉教授が、医学部の調査に、発掘は「当時の北海道庁社寺兵事課に発掘申請をし、許可を受けてから発掘調査をし、かつ発掘された人骨、副葬品については、その数量を社寺兵事課に報告し、併せて保管願を提出し、大学に持ち帰えるという一連の手続きを経ている」と、医学部の調査に応じていたことは、改めて想起されてよい⁷¹。

総 括

北海道大学は、児玉家から、児玉作左衛門旧蔵資料（「児玉家資料」）を、2015年6月6日・7月19日に受贈した。

「児玉家資料」には、『2013年報告書』作成時には見出せなかった北海道帝国大学並びに北海道大学医学部解剖学第一講座・解剖学第二講座が行ったアイヌ人骨収蔵の経緯等に関する資料が含まれていた。日本学術振興会学術部第八常置委員会第8小（アイヌ）委員会に関する資料、八雲町遊楽部・浦幌町愛牛・森町・落部村・樺太における発掘手続に関する資料、聞取調査資料等である。

「児玉家資料」中の北大医学部解剖学第一講座・解剖学第二講座関係資料によって明らかになった諸点について、「Ⅳ 児玉作左衛門旧蔵資料等にもとづく『北海道大学医学部アイヌ人骨収蔵経緯に関する調査報告書』（2013年3月）への追録」の概要を記して総括とする。

Ⅳ－1. 日本学術振興会学術部第八常置委員会第8小（アイヌ）委員会に関する資料

日本学術振興会学術部第八常置委員会第8小（アイヌ）委員会に関する資料（資料2-1～資料2-4）からは、以下の諸点が明らかとなった。

1. 児玉作左衛門は、第8小（アイヌ）委員会の第2回会議（1935年1月21日開催）において、「人骨発掘発見ニ関スル規程」（北海道庁令第八十三号、1934年10月19日公布）が「学術上ノ調査ニ不便」をもたらさぬよう北海道庁長官の了解を求めるよう発議し、同委員会は委員長等が折衝に当たることとした。
2. 山崎春雄・児玉作左衛門は、第8小（アイヌ）委員会における「アイヌ総合研究 解剖学部」の1935年度予算案として3,210円を要求した。予算案の内訳は、物件費・材料及雑品費（器具機械費、「荷造及運賃」、薬品衛生材料、写真材料等）990円、出張旅費（教官への手当・汽車賃）800円、人件費（臨時雇員費、「人夫費」）420円、「祭祀料」1,000円である。
3. 遺族に贈呈する「祭祀料」の予算は、墓地発掘の場合は1体につき20円（25体分500円）、屍体提供の場合は1体につき100円（5体分500円）を計上した。
4. 生体測定並びに写真撮影の調査場所は、虻田町で行うことを計画した。
5. 遺族への「祭祀料」の贈呈は、北大医学部内における解剖の事例に倣った措置であった。1929～1933年当時、医学部では、篤志者の病理解剖・全身解剖の場合にはそれぞれ15円以内・50円以内、官費入院患者の病理解剖・全身解剖の場合にはそれぞれ10円以内・30円以内の「祭祀料」を遺族に贈呈すると定めていた。
6. 屍体の収受は、方面委員に寄贈斡旋を依頼しておき、死亡者がある毎に現地に出張して勧誘説得することとした。
7. 北大医学部解剖学第一講座（教授山崎春雄、助教授岡田正夫等）は、1931年9月に浦河、様似、東幌別、向別、杵臼、荻伏、姉茶、野深等を調査し、8体の「完全骨骼」を収受し、8人（8体分）の「祭祀料」174円を遺族に贈呈した。なお、「祭祀料」の内訳は不詳である。
8. 第8小（アイヌ）委員会「アイヌ総合研究 解剖学部」への1935年度予算配分案は、1,800円であった。措置された予算・執行行計画・決算等は不詳である。

Ⅳ－2. 「日高国平取地方アイヌ人類学的調査」（1934年調査）に関する資料

原稿「日高国平取地方アイヌ人類学的調査」（資料1）は、日本学術振興会学術部第八常置委員会第8小（アイヌ）委員会「アイヌ総合研究 解剖学部」の一環として、北大医学部解剖学第一講座（教授山崎春雄、助教授岡田正夫等）が1934年に実施した生体計測調査・写真撮影に関する調査概要報告（未公開）である。原稿の作成者は、山崎春雄と考えられる。

資料1や日本学術振興会編・発行『特別及ビ小委員会ニヨル総合研究ノ概要 第3回 昭和13年5

月』等からは、以下の諸点が明らかとなった。

1. 日本学術振興会学術部第八常置委員会第8小（アイヌ）委員会は、1934年7月に、日高地域（平取、荷負、二風谷、紫雲古津、貫気別等）に在住するアイヌ778名（男性295名、女性483名）を対象に調査を行った。アイヌ及び和人の児童を対象として、知能並びにマントー反応の比較検査も行った。
2. 「日高国平取地方アイヌ人類学的調査」は、上記調査の一環であった。調査期間は1934年7月15～29日、調査対象は日高地域（沙流郡平取村・門別村、勇払郡鷗川村）に在住するアイヌ約700名から選んだ「適当ナル個体」212人である。
3. 調査では、マルチン氏法にもとづく生体計測、指掌紋採録、写真撮影を行った。
4. 写真撮影は、各人毎に3mの距離で、正面・正横・斜横の三面の胸像を撮影した。山崎春雄は、写真は、頭部・顔貌等の観察記録であり、生体計測の代用となり得ると主張した。

なお、山崎春雄は、頭部・顔貌等の観察記録として胸像写真の有効性を唱えたが、写真にもとづく計測資料を生体計測の代用とした研究報告は見当たらない。

IV-3. 「日高十勝方面旧土人調査」（1935年調査）に関する資料

中野征紀・塩田勲（北大医学部解剖学第一講座助手）が1935年9月1日～12日に行った調査の報告書（未発表原稿）である「日高十勝方面旧土人調査報告書」（資料3）からは、以下の諸点が明らかとなった。

1. 中野征紀・塩田勲は、9月1日に札幌を発ち、様似（1日）、様似・幌泉（2日）、幌泉・小越（3日）、小越・庶野（4日）、広尾（5日～9日）、広尾・大樹・帯広（10日）、大津（11日）と日高・十勝地域の各地において、アイヌ墓地の有無を調査し、12日に帰札した。
2. 9月7日には、広尾村野塚で区長に土葬されたアイヌの「骨格寄贈の運動」を依頼した。
3. 9月10日には、死亡したアイヌの「骨格寄贈」を大樹村役場に相談した。

資料3は、山崎春雄が日本学術振興会学術部第八常置委員会第8小（アイヌ）委員会「アイヌ総合研究 解剖学部」の一環として、1934年に様似郡・幌泉郡・広尾郡内各村において、アイヌ墓地・アイヌ墓を調査し、北大医学部への「骨格寄贈」を働きかけていた証左である。しかし、山崎春雄が1934年以降にアイヌ人骨を発掘・収受した形跡は見当たらない。1935年度研究調査報告書である日本学術振興会編・発行『特別及び小委員会ニヨル総合研究ノ概要 第2回 昭和12年5月』には、「日高十勝方面旧土人調査」への言及はない。

IV-4. 「旭川市近文アイヌ部落ニ於ケル旧土人生体測定」（1936年調査）に関する資料

先述した「日高国平取地方アイヌ人類学的調査」（資料1）と共通の方法で調査した報告書（未発表原稿）である山崎春雄「旭川市近文アイヌ部落ニ於ケル旧土人生体測定」（資料4）からは、以下の諸点が明らかとなった

1. 調査期間は1936年2月3日～11日、調査地は旭川市近文、調査者は北大医学部解剖学第一講座（教授山崎春雄、助教授岡田正夫、助手中野征紀、助手塩田勲）、調査方法は生体測定及び写真撮影である。
2. 調査では、特に、頭部の生体測定と三方面からの写真撮影を「精密」に行い、写真は約600枚撮影した。
3. 計測事項は、整理中である。
4. 調査の趣意への理解を得て多数の協力を得るために、あらかじめ2回にわたり近文へ出張し、「部落有志、旭川市当局」と懇談し、近文在住者宅の一部を借り受け、調査場の準備を行った。

5. 調査対象者は、近文在住のアイヌ人口292人中184人である。

計測事項は整理中とあるが、整理結果を示す資料は見当たらない。

IV-5. 北海道庁警察部による児玉作左衛門取り調べ再考

児玉作左衛門旧蔵「昭和九年度三省堂ポケット日記」（資料5-1）、「第8小（アイヌ調査）委員会第2回会議記事」（資料5-2）、児玉作左衛門「森町旧アイヌ墓地発掘経緯報告書案」（資料5-3）、1935年4月25日付北海道庁学務部長長橋茂男宛て北大医学部長山上熊郎依頼文書「北大医基秘第八五号」（資料5-4）、1935年5月3日付北大医学部長宛て北海道庁学務部長回答文書「人骨発見届出ノ場合通知ニ関スル件」（資料5-5）からは、以下の諸点が明らかとなった。

1. 児玉作左衛門は、1934年7月25日に北海道庁警察部長を、27日に警察部衛生課を訪ねた。用件は、八雲町遊楽部発掘届の提出である。
2. 「人骨発掘発見ニ関スル規程」は、「古墳及墳墓以外ノ場所」における人骨発掘は、発掘地の所有者、管理者、または占有者等の承諾書を添えて、人骨所在地所轄の警察署長を経由して届出し、北海道庁長官の許可を得ることと定めたが、北海道庁学務部社寺兵事課は、「許可は容易には詮議しない方針」と述べた。
3. 児玉作左衛門は、第8小（アイヌ）委員会の第2回会議（1935年1月21日開催）において、「人骨発掘発見ニ関スル規程」が「学術上ノ調査ニ不便ヲ与フルコトナキ様」、すなわち、アイヌ人骨の発掘の妨げとならないようにと発議した。委員会は、委員長永井潜及び委員今裕が北海道庁長官との折衝にあたることとした。
4. 児玉作左衛門は、北海道庁の人事異動を契機に、新たに就任した学務部長・社寺兵事課長の説得に成功した、と述べている。学務部長は1934年11月1日付、社寺兵事課長は同年12月24日付で異動があった。
5. 北大医学部長は、1935年4月25日付で北海道庁学務部長宛に、人骨発見届があれば北大医学部へ通知し、発掘に際しては北海道庁関係課の指令を仰ぐので便宜を計ってほしいと要請した。学務部長は、北大医学部長の要請に応ずる旨、5月3日付で回答した。
6. 児玉作左衛門は、1935年4月に、森町旧アイヌ墓地（私有地）の発掘願を土地管理者の承諾書と共に道庁に提出し、許可の指令を得て7月10日から発掘に取りかかったと述べている。

医学部解剖学第一講座・同第二講座は、北大医学部長と北海道庁学務部長との応答を経て、「人骨発掘発見ニ関スル規程」公布からほぼ8ヶ月後の1935年5月には、アイヌ人骨発見に関する届出があれば、その都度北海道庁から通知を得られることとなったのである。

IV-6. 八雲町遊楽部における発掘手続に関する資料

児玉作左衛門による書込のある「南江堂書店製カレンダー」（1934年5～7月）（資料6-1）、旧アイヌ墓地（私有地）所有者5Kの1934年付「土地発掘承諾書」（資料6-2）、1934年5月10日付八雲町長宛て児玉作左衛門「土地発掘承諾願」・1934年8月19日付児玉作左衛門宛て八雲町長「承諾」（資料6-3）、1934年7月26日付北海道庁警察部長宛て児玉作左衛門「旧土人々骨及ビ副埋葬品発掘届」（資料6-4）、1934年7〔8〕月26〔6〕日付山越郡八雲警察署長〔長官〕宛て児玉作左衛門「旧土人々骨及ビ副埋葬品〔埋蔵物〕発掘届」（資料6-5）、1934年8月6日付北海道庁長官宛て児玉作左衛門「埋蔵物発掘届」（資料6-6）、1934年8月付北海道庁長官宛て児玉作左衛門「埋蔵物発掘届」（資料6-7）、児玉作左衛門旧蔵「昭和九年度三省堂ポケット日記」（資料5-1）、1934年10月4日付児玉作左衛門宛て医学部会計係「領収証」（資料6-8）からは、以下の諸点が明らかとなった。

1. 児玉作左衛門は単独あるいは伊藤昌一（医学部解剖学第二講座助教授）等と、八雲町遊楽部にお

いて、1934年5月12日～14日、5月18日～23日、5月28日～6月4日、6月8日～13日、6月20日～26日、合計30日間調査・発掘に従事した。解剖学第二講座のスタッフは、5月18日～23日、5月25日～30日、6月2日～6月26日、7月11日～16日、合計43日間調査・発掘を行った。

2. 5月13日に試掘し、5月23日には碑を建立した。
3. 6月2日～4日には森町・落部村で調査を行った。
4. 旧アイヌ墓地（私有地）の所有者5Kは、所有地内における発掘、発掘品の北大医学部への寄贈を承諾した。
5. 児玉作左衛門は、八雲町長宛てに旧アイヌ墓地（町有地）の「土地発掘承諾願」を、試掘（5月13日）前に遡った5月10日付で作成して提出したが、八雲町長は「土地発掘承諾願」を受理した8月19日付で承諾した。
6. 児玉作左衛門は、当初は北海道庁警察部長と八雲警察署長にそれぞれ宛てた「発掘届」を7月26日付で作成したが、宛先を北海道庁長官とするよう求められて宛先を変更し、8月6日付・8月付で北海道庁長官宛て「埋蔵物発掘届」を作成した。
7. 児玉作左衛門が、「埋蔵物発掘届」に添付する書類を揃えたのは、八雲町長が「土地発掘承諾願」に対して承諾を発行した1934年8月19日以降であった。
8. 1934年6月14日、北大医学部会計係は、八雲町宛ての「祭祀料」として、児玉作左衛門に200円を医学部校費で立て替えた。児玉作左衛門は10月4日に、医学部会計係へ同額を返納した。返納金は、日本学術振興会からの「アイヌ総合研究 解剖学部」交付金で充当したと考えられる。「祭祀料」の明細は不詳である。

児玉作左衛門は、1934年6月18日～7月25日の間に、北海道庁警察部から八雲町遊楽部における発掘について取調を受けた。取調に際して、児玉作左衛門は、発掘地の所有者・管理者の承諾を得ていると主張した。取調後にそれらを証拠だてるため、児玉作左衛門は、旧アイヌ墓地（私有地）の所有者5Kと、旧アイヌ墓地（町有地）の管理者（八雲町長）の「承諾書」を整えたのである。

IV-7. 浦幌村愛牛における発掘手続に関する資料

1934年10月付北大医学部宛て7A・7B・7C「承諾書」（資料7-1）、1934年10月25日付十勝郡浦幌村長高橋熊太郎「承諾書」（資料7-2）、1934年10月25日付北海道庁長官宛て児玉作左衛門「人骨発掘願」（資料7-3）からは、以下の諸点が明らかとなる。

1. 児玉作左衛門は、浦幌村大字愛牛に在住・関係するアイヌ3人から、遺骨の発掘と北大医学部への寄贈を承諾する旨の1934年10月付「承諾書」を得た。
2. 児玉作左衛門は、浦幌村長から浦幌村大字愛牛字*****に埋葬されているアイヌ人骨の発掘を承諾する旨の1934年10月25日付「承諾書」（資料7-2）を得た。
3. 児玉作左衛門は、1934年10月25～27日に浦幌村で発掘を行い、発掘した人骨を北大医学部に保存する旨の1934年10月25日付「人骨発掘願」を、発掘地管理者の「承諾書」1通を添えて、北海道庁長官宛に提出した。「承諾書」は、上記の浦幌村長「承諾書」と考えられる。
4. 1934年10月25日付「人骨発掘願」は、北海道庁警察部池田警察署が受理した。

浦幌村愛牛における発掘（1934年10月25～27日）は、「人骨発掘発見ニ関スル規程」（北海道庁令第八十三号）の1934年10月19日公布直後にあたる。同規程にしたがい、児玉作左衛門は、愛牛に在住・関係するアイヌ、浦幌村長からの「承諾書」を揃え、北海道庁長官宛て「人骨発掘願」を作成した。

児玉作左衛門が提出した「人骨発掘願」は、北海道長官の許可を受けるべく、「人骨発掘発見ニ関スル規程」の第三条「本令ニ依り提出スル願届書類ハ人骨所在地所轄警察署長ヲ經由スベシ」に従って、浦幌村を所轄する池田警察署長が受理した。

IV-8. 森町における発掘手続に関する資料

森警察署長宛て北海道庁封筒（資料8-1）、1934年8月27日付児玉作左衛門宛て森町役場渡辺庄八書簡（資料8-2）、1935年5月29日付北大医学部長宛て北海道庁長官「亥兵第四三六号 指令」（資料8-3）、1935年5月付北海道庁長官宛て「人骨発掘ニ関スル許可願」（資料8-4）、児玉作左衛門「森町旧アイヌ墓地発掘経緯報告書案」（資料8-5）、森町旧アイヌ墓地発掘に際する金銭支出記録（資料8-6）、「墓地買入に関するメモランダム」（資料8-7）からは、以下の諸点が明らかとなった。

1. 児玉作左衛門は、1934年6月、森町旧アイヌ墓地（私有地）の所有者 5 L を訪問して、所有地内に埋葬された人骨の発掘と北大での保管を要請して、断られた。
2. 1934年8月27日付森町役場渡辺庄八書簡により、5 L の意向として、①「墳墓発掘の法規的手続」を踏まえること、②新墓地買収費と「葬埋料」等の負担を条件に、所有地内の人骨の発掘と北大での保管を応諾する旨、児玉作左衛門に伝えられた。
3. 児玉作左衛門は、1934年9月に5 L と再面談し、アイヌ居住地の歴史、家族関係・被埋葬者の氏名や没年等を聞き取り、発掘の承諾を得た。
4. 児玉作左衛門は、1935年5月付「人骨発掘ニ関スル許可願」のひな形を、北海道庁より提供を受けた。森町における発掘に際して、児玉作左衛門は、発掘許可願を北大医学部長名で整えて、同年5月11日付で提出した。
5. 北海道庁長官は、1935年5月29日付で発掘・保管の許可指令書を発行した。指令書は、所轄の森警察署経由で、児玉作左衛門に引き渡された。
6. 児玉作左衛門は、上記指令書を得て、1935年7月10日～17日に、森町所在の旧アイヌ墓地を発掘した。
5. 発掘等にかかる諸費用（交通費、宿泊費、人件費等）は、212円73銭であった。
6. 北大医学部で収受する以外の「埋骨」は、5 L の意向により、改葬を行った。森共同墓地への改葬費（墓地買入、墓標、僧侶謝礼、供物等）は36円20銭であった。別に5 L には「諸雑費」として、発掘に従事した北大医学部助手達と同額の5円を贈呈した。

IV-9. 落部村における発掘手続に関する資料

1935年7月17日付児玉作左衛門宛て落部村長「承諾書送付ノ件」（資料9-1）、1935年7月17日付消印の落部村役場「封筒」（資料9-2）、1935年7月17日付 9 A 「承諾書」（資料9-3）、1935年8月付北海道庁長官宛て北大医学部長「人骨発掘許可願」（資料9-4）、「土地所有者 9 A 及び所有地に関するメモランダム」（資料9-5）、1935年9月3日付北大医学部長宛て北海道庁長官「亥兵第七四二号 指令」（資料9-6）、「落部村メモランダム」（資料9-7）、1935年9月9日付児玉作左衛門宛て 9 B 「受領証」・内訳別紙3枚（資料9-8）、1935年11月8日付児玉作左衛門宛て 9 B 「受領証」（資料9-9）からは、以下の諸点が明らかとなった。

1. 児玉作左衛門は、落部村の旧アイヌ墓地（私有地）の所有者 9 A より、私有地内の発掘を認める旨の1935年7月17日付「承諾書」を得た。
2. 児玉作左衛門は、発掘許可願を北大医学部長名で整えて、発掘地所有者 9 A の「承諾書」を添えて、同年8月19日付で提出した。
3. 北海道庁長官は、1935年9月3日付で許可指令書を発行した。指令書は、所轄の森警察署経由で、児玉作左衛門に引き渡された。
4. 児玉作左衛門は、上記指令書を得て、1935年9月4日～10日に落部村での発掘を行った。
5. 落部村在住者は、英国領事館員盗掘にかかわる落部村アイヌ13人の名を刻んだ石碑を落部村共同墓地へ移設し、発掘跡地に「木標」（木製の墓標）を建立する意向を有していた。
6. 落部村在住者へ支払った発掘等にかかる諸費用（「人夫賃」、墓地・墓標費、供物、僧侶への謝礼、協力者への謝礼等）は、96円45銭であった。

IV-10. 樺太における発掘手続に関する資料

井上善十郎・岡田正夫「樺太旧土人ニ関スル調査研究」(1936年6月)及び「1936年樺太調査日程」(資料10-1)、1936年6月付樺太庁長官宛て北大医学部長「古墳発掘許可願」(資料10-2)、「10A 遺骨書類」(資料10-3)からは、以下の諸点が明らかとなった。

1. 日本学術振興会第8小(アイヌ)委員会は、1936年7月13日～23日の日程で、「アイヌ総合研究」の一環として樺太での調査を行った。調査では、診療班・調査班に分かれ、樺太豊原・多蘭泊・登富津・富浜・白浜・新間・オタス等の地域で、診療・調査活動を行った。
ただし、山崎春雄・児玉作左衛門が担当した研究事項「体質人類学的研究」は、「追ッテ適當ノ時期ニ行フ」とし、別行動であった。
2. 上記調査では、寄生虫検査の協力者には「薄謝」を、診療・調査の呼集に応じた者には成人は20～30銭を、子どもにはキャラメルのような食品を準備した。
3. 児玉作左衛門は、樺太での発掘に備えて、樺太庁長官宛ての「古墳発掘許可願」を北大医学部長名で整え、1936年6月付で作成した。上記の許可願では、樺太栄浜郡栄浜村(大字栄浜、大字相浜、大字魯礼)における発掘を認めるよう、申請した。発掘期間は1ヶ月を見込んだ。
4. 児玉作左衛門は、遺骨の提供に際して贈呈する「祭祀料」について、その「領収書」のひな形も準備していた。
5. 児玉作左衛門は、1936年8月付で、栄浜在住の紹介人を介し、10Aの遺骨を北大医学部へ提供する旨、相続人の「承諾書」を得た。
6. 児玉作左衛門は、遺骨の提供にあたって紹介人に「祭祀料」15円を預け、1936年8月31日付「預書」を受け取った。

IV-11. その他の地域におけるアイヌ人骨の収蔵経緯に関する資料

八雲町遊楽部・森町・浦幌村・落部村・樺太以外の地域における、「人骨処分許可願」、「人骨発見届」、「指令」等は下記のようなものである。関連する地域等は()に記した。

1. 1935年8月付北海道庁長官佐上信一宛て11B・児玉作左衛門「人骨処分許可願」(宗谷郡宗谷村)
2. 1935年付北海道庁長官佐上信一宛て11C「人骨発見届」(虻田郡虻田村字本町 北海水力電気株式会社虻田出張所所有地内)
3. 1935年8月付北海道庁長官佐上信一宛て11C・児玉作左衛門「人骨処分許可願」(虻田郡虻田村字本町 北海水力電気株式会社虻田出張所所有地内)
4. 静内警察署経由、1935年9月9日付11D・児玉作左衛門宛て北海道庁長官佐上信一「亥兵第七九三号 指令」〈発見人骨を北大医学部に保管の件許可〉(静内郡静内町)
5. 1935年9月11日付消印の児玉作左衛門宛て静内警察署「封筒」(静内郡静内町)
6. 江別警察署経由、1935年10月12日付11E・児玉作左衛門宛て北海道庁長官佐上信一「亥兵第八九九号 指令」〈発見人骨を北大医学部に保管の件許可〉(札幌郡江別町)
7. 1935年10月14日消印の児玉作左衛門宛て江別警察署「封筒」(札幌郡江別町)
8. 北海道庁長官池田清宛て北大医学部長大野精七「人骨発掘許可願」〔書式用紙〕
9. 1936年1月11日付児玉作左衛門宛て11F「受領証」〈占守島発掘頭蓋骨代金50円〉(占守島村上崎)
10. 久遠警察署経由、1937年7月5日付児玉作左衛門宛て北海道庁長官石黒英彦「丑兵第五四五号 指令」〈発見人骨・副葬品を北大医学部に保管の件許可〉(久遠郡久遠村)
11. 1937年7月6日付児玉作左衛門宛て久遠警察署長「通知」(久遠郡久遠村)
12. 1937年8月24日付児玉作左衛門宛て釧路市立郷土博物館佐藤直太郎「書簡」〈頭骨3体・骨骼2体・写真10枚送付方通知〉(釧路市)
13. 釧路警察署経由、1937年8月27日付11I・児玉作左衛門宛て北海道庁長官「丑兵第七〇二号 指令」〈発見人骨を北大医学部に保管の件許可〉(釧路市)

14. 静内警察署経由、1937年11月25日付11J・児玉作左衛門宛て北海道庁長官「丑兵第九六九号 指令」〈発見人骨の処分の件許可〉(沙流郡門別村)
15. 国後警察署経由、1938年8月9日付児玉作左衛門外1名宛て北海道庁長官石黒英彦「寅兵第七二一号 指令」〈人骨処分の件許可〉(国後郡)
16. 国後警察署経由、1938年12月7日付児玉作左衛門宛て北海道庁長官石黒英彦「寅兵第一〇九二号 指令〈人骨処分の件許可〉」(国後郡)
17. 1939年10月19日付新谷廣治宛て「依頼書」〈北海道庁長官宛て人骨発見届の提出依頼〉(常呂郡常呂村)
18. 札幌警察署経由、1941年6月20日付児玉作左衛門宛て北海道庁長官戸塚九一郎「巳学第九七九号 指令」〈人骨処分の件許可〉(札幌市)

上記資料18点が関係する地域は、宗谷郡宗谷村、虻田郡虻田村、静内郡静内町、札幌郡江別町、千島列島占守島、久遠郡久遠村、釧路市、沙流郡門別村、国後島、常呂郡常呂村、札幌市の11箇所である。児玉作左衛門(医学部解剖学第二講座)が発掘を行った八雲町遊楽部・浦幌村愛牛・森町・落部村・樺太を加えても16箇所であり、発掘及び収蔵に関する資料は依然として部分的である。

とはいえ、児玉作左衛門の手許に残っていた北海道庁長官「指令」は、旧アイヌ墓地等における児玉作左衛門の発掘及び人骨の収受が、「人骨発掘発見ニ関スル規程」(北海道庁令第八十三号、1934年10月19日公布)の「本令ニ依り提出スル願届書類ハ人骨所在地所轄警察署長ヲ經由スベシ」(第三条)、「現状ヲ変更シ又ハ人骨ヲ処分セントスルトキハ長官ノ許可ヲ受クベシ」(第二条第五号)との規定にもとづいてなされたことの証左である。

[注]

¹ 「アイヌ旧第8小委員会概要 (昭和13年5月)」、日本学術振興会編・発行『特別及び小委員会ニヨル総合研究ノ概要 第3回 昭和13年5月』1939年1月、135頁。

² 『特別及び小委員会ニヨル総合研究ノ概要 第3回 昭和13年5月』139頁。

山崎春雄のアイヌ生体計測・写真撮影については、『北海道大学医学部アイヌ人骨収蔵経緯に関する調査報告書』(北海道大学総長佐伯浩、2013年3月、23～25頁)を参照されたい。

以下では、上記報告書を『2013年報告書』と略記する場合がある。

³ 岡田正夫「アイヌの指紋掌紋の研究(第一報) 沙流地方アイヌの指紋に就て」、『民族衛生』第4巻第5・6号、1935年12月、113頁。

毛利悌雄「アイヌ」掌紋ノ研究」(『解剖学雑誌』第12巻第2号、1938年7月)等は、『2013年報告書』(26・28頁)を参照されたい。

⁴ 「同上」113頁。

⁵ 「同上」113～114頁。

⁶ 1935年1月21日開催の日本学術振興会学術部第八常置委員会第8小(アイヌ)委員会第2回会議が、1934年度の第2回であるのか、第8小(アイヌ)委員会に課せられた総合研究全期間(1933年度～1937年度)を通じた第2回であるのかを判断できる資料は見当たらない。

ちなみに、第8小(アイヌ)委員会は、第1回会議を1933年12月15日に北海道帝国大学において開催した。第1回会議については、『2013年報告書』(20～22頁)を参照されたい。

日本学術振興会の刊行物における第8小(アイヌ)委員会開催に関する記述は、「昭和13年1月21日最終ノ委員会ニ於ケル決議ニヨリ、本委員会ハ13年3月31日ヲ以テ解散」(『特別及び小委員会ニヨル総合研究ノ概要 第3回 昭和13年5月』133頁)との如き域を出ていない。

⁷ []内は引用者が補った。以下、同じ。

⁸ 日本学術振興会編・発行『特別及び小委員会ニヨル総合研究ノ概要 第1回 昭和11年5月』1936年11月、58・66頁。寺尾新は、1935年10月1日現在農林省水産講習所教授である(内閣印刷局『職員録 昭和十年一月一日現在』1935年3月23日、195頁)。

⁹ 『特別及び小委員会ニヨル総合研究ノ概要 第3回 昭和13年5月』136頁。

- ¹⁰ 資料中、「発堀」と記述がある場合は原資料のまま翻刻する。以下、同じ。
- ¹¹ 日本学術振興会の「一般援助申請書」様式（一般援助補助用第1様式ノ1）の欄外には「第 常置委員会援（ ）」とある（日本学術振興会編・発行『昭和十六年八月 日本学術振興会要覧』1941年、78頁）。
- ¹² イザベラ・バード、金坂清則訳注『完訳日本奥地紀行3 北海道・アイヌの世界』平凡社、東洋文庫828、2012年、131頁。
- ¹³ 北海道帝国大学医学部『屍体原簿 2 罫罫』の表紙裏に添附してある「祭祀料」の金額表によった。「祭祀料」を定めた規程等は不詳である。
- ¹⁴ 『2013年報告書』（16頁）では、医学部解剖学第一講座山崎春雄は「1931・1933・1934年のアイヌ人骨発堀の意図、アイヌ墓地発堀・アイヌ人骨収蔵にいたる経緯を記していない。収蔵アイヌ人骨にもとづく研究論文を発表した形跡も見当たらない」と述べている。
- ¹⁵ 「特別及ビ小委員会並ニ物理探鉱試験所ノ一般」（其ノ3）、日本学術振興会編・発行『特別及ビ小委員会ニヨル綜合研究ノ概要 第7回 16年度 昭和17年5月』1943年3月、一覧表6頁。「特別及ビ小委員会並ニ物理探鉱試験所ノ一般」は、研究事項毎の予算・支出・残額の一覧表である。
- ¹⁶ 同資料では、「訪問」が「訪門」と記述されている。以下、原資料のまま表示する。
- ¹⁷ 中野征紀・塩田勲が医学部解剖学第一講座助手であることは、北海道帝国大学編・発行『昭和十年十月一日現在 職員録』（25頁）によった。
- ¹⁸ 日本学術振興会編・発行『特別及ビ小委員会ニヨル綜合研究ノ概要 第2回 昭和12年5月』1938年1月、88頁。
- ¹⁹ 日本学術振興会編・発行『特別及ビ小委員会ニヨル綜合研究ノ概要 第4回 13年度 昭和14年5月』1940年4月、138頁。
- ²⁰ 山崎春雄「旭川市近文「アイヌ」部落ニ於ケル「アイヌ」人ノ生体測定」、『日本聯合衛生学会々誌』第8巻、1936年7月、100頁。
- ²¹ 1932年2月25日北海道庁達第一号「北海道庁処務規程」第11条第8項第9号、北海道庁編・発行『北海道庁処務規程』1932年、30頁。
「北海道庁処務規程」は、公布以降に1933年5月（庁達第七号）、同8月（庁達第十号）、1934年8月（庁達第三号）、1935年1月（庁達第一号）と改正されたが、アイヌ人骨発堀にかかわる学務部社寺兵事課・警察部刑事課・同衛生課所掌事項に変更はない。
- ²² 児玉作左衛門「ドクロとともに アイヌ研究の三十年」、1959年3月16日付『北海道新聞』朝刊。
- ²³ 1932年2月25日北海道庁達第一号「北海道庁処務規程」第11条第6項第2号、『北海道庁処務規程』27頁。
- ²⁴ 「刑法」は、三省堂編輯所編『新輯 六法全書』（1934年、22頁）を参照した。
- ²⁵ 北大医学部教員については、北海道帝国大学編・発行『昭和九年十月十日現在 職員録』（1934年）、北海道帝国大学編・発行『北海道帝国大学一覧 昭和九年』（1934年）を参照した。
- ²⁶ 「人骨発堀発見ニ関スル規程」（北海道庁令第八十三号、1934年10月19日）、『北海道庁公報』第530号、1934年10月19日、4頁。
- ²⁷ 児玉作左衛門「ドクロとともに アイヌ研究の三十年」。
- ²⁸ 北海道庁学務部社寺兵事課「人骨発堀発見に関する規程発布に就て」、『北海道庁公報』第530号、14～15頁。
- ²⁹ 「人骨発堀発見ニ関スル規程」と「人骨発堀発見に関する規程発布に就て」との整合性の有無に関しては、資料調査も含めて今後を期す他ない。
- ³⁰ 伊藤謹二が学務部社寺兵事課長であることは、北海道庁長官官房秘書課編・発行『昭和九年四月一日現在 北海道庁職員録』（1934年、62頁）によっている。川上和吉の異動は、「叙任及辞令」欄（『北海道庁公報』第604号、1935年1月25日、13頁）によっている。学務部長の異動は『北海道庁公報』第544号（1934年11月6日、23頁）によっている。
- ³¹ 児玉作左衛門「八雲遊楽部に於けるアイヌ墳墓遺跡の発堀に就て」（『北海道帝国大学医学部解剖学教室研究報告』第1輯、1936年11月）、北海道帝国大学編・発行『昭和九年十月一日現在 職員録』、北海道帝国大学編・発行『北海道帝国大学一覧 昭和九年』等を参照した。
- ³² 児玉作左衛門「八雲遊楽部に於けるアイヌ墳墓遺跡の発堀に就て」13頁。
- ³³ 「同上」13～14頁。
資料6-1（カレンダー）の5月23日の欄には「碑建立」と記述があるが、碑裏面には「五月廿二日」と墨書きされている（『2013年報告書』34頁掲載写真）。『2013年報告書』（123頁）では、児玉作左衛門が「八雲遊楽部に於けるアイヌ墳墓遺跡の発堀に就て」で碑建立を5月23日としたのは「記憶違いか誤植」と断じた。
しかし、本報告書では、『2013年報告書』の記述を訂正し、碑には5月22日と、カレンダーの書込・児玉論文には建立は5月23日とすると記すほかない。
- ³⁴ 「八雲遊楽部に於けるアイヌ墳墓遺跡の発堀に就て」15・18頁。
- ³⁵ 「同上」19頁。
- ³⁶ 「同上」19頁。
- ³⁷ 「同上」19頁。
- ³⁸ 「同上」20頁。
- ³⁹ 松田武策は、八雲町遊楽部における発堀に際して、1934年5月22日に、5K・児玉作左衛門・犬飼哲男・松本光治とともに「現在のアイヌ墓地」（町営墓地）に、「八雲遊楽部ウタリ一之霊位」と記した墓標を建て、慰霊祭を挙行了た（『2013年報告書』34頁）。
- ⁴⁰ 1932年2月25日北海道庁達第一号「北海道庁処務規程」第11条第8項第9号、『北海道庁処務規程』30頁。

⁴¹ 文中の「地形見取略図第二図」、「地形見取略図第三図」、「地形見取略図第四図」、「地形見取略図第五図」は、それぞれ「兄玉家資料」中の「八雲町南墓地北部地図」、「八雲町南墓地南部地図」、「八雲町北墓地北部地図」、「八雲町北墓地南部地図」が相当するものと考えられる。発掘副葬品写真・地図は、後に兄玉作左衛門「八雲遊楽部に於けるアイヌ墳墓遺跡の発掘に就て」(16・17・30・33頁)に載せた図版の下書きであろう。兄玉作左衛門は、八雲町遊楽部発掘時に発掘副葬品写真・地図を作成していたと考えられる。

⁴² 「八雲遊楽部に於けるアイヌ墳墓遺跡の発掘に就て」13・15頁。『2013年報告書』(33～34頁)も参照されたい。

⁴³ 兄玉家資料。

⁴⁴ 「八雲町遊楽部に於けるアイヌ墳墓遺跡の発掘に就て」7頁。

⁴⁵ 「同上」7～8頁。兄玉作左衛門が言及した「戸口調査」は、本報告書冒頭「2 日本学術振興会学術部第八常置委員会第8小(アイヌ)委員会「アイヌノ医学的民族生物学的調査研究」解剖学部に関する資料」中で言及した「戸口調査」のことである。「戸口調査」の所在は不詳であり、「戸口調査」項目は不詳であるが、「八雲町遊楽部土人名簿 昭和九年五月調」の事項(氏名・家族関係・年齢・民族)から、第8小(アイヌ)委員会が行った「戸口調査」項目を類推するはかない。

⁴⁶ 「6Jノ話」、兄玉作左衛門「アイヌ聞書抄」(兄玉家資料)。

「アイヌ聞書抄」(B5版洋紙66枚、B5版北海道帝国大学医学部罫紙3枚、ペン・インク、鉛筆・色鉛筆による書込)は、アイヌ・和人からの「聞書」27件、アイヌ関係文献・資料からの抜粋である「アイヌ文献記録」5件からなっている。

兄玉作左衛門は、アイヌ・和人から聞き取りを行って「聞書」を作成した。伊藤昌一が1件、渡辺左武郎と榊原徳太郎が共同で1件の聞き取りを行っているが、「聞書」として浄書したのは渡辺左武郎である。聞き取りを行った時期は、1935年9月9日と記してある「聞書」が1件、同年5月12日、同年9月20日、同年9月25日、「ココノ発掘ノ時」(愛牛において発掘した1934年10月27日～31日)と記してある「聞書」が各1件ある。その他の22件については聞き取りを行った時日の記載がない。

「聞書」には浄書と浄書前の「聞き取り」のメモランダム、あるいは「下書き」と見なしうるものとが混在している。

なお、浄書した「聞書」の元となった聞き取り資料は、管見の限り「兄玉家資料」には見当たらない。

「アイヌ文献記録」は、兄玉作左衛門が、満岡伸一『アイヌの足跡』(真正堂、1934年、76頁)、佐々木長左衛門編『アイヌの話』(旭屋書店、1922年、39頁)、「落部役場土人名簿」(出典は記載がない)、「森村沿革」(出典は記載がない)、「鷲ノ木村沿革」(出典は記載がない)から作成した抜き書きである。いずれも作成時日の記載はない。

「アイヌ聞書抄」の記載内容は、①旧アイヌ墓地の様態、②被埋葬者と現存者との血縁・婚姻関係、③死亡妊産婦埋葬法、④人肉食の伝聞に大別できる。

「聞書」は、問わず語りを記録したのではなく、兄玉作左衛門が機にに応じてなした意図的な質問への応答を記録したと考えるのが至当である。しかしながら、兄玉作左衛門が聞き取り相手に、どのような質問を向けたのかを示す資料は見当たらない。

また、兄玉作左衛門は「聞書」作成の意図を述べていない。

しかし、①旧アイヌ墓地の様態、②被埋葬者と現存者との血縁・婚姻関係は、戸籍・除籍に関する謄本を参照しながら、現存者から旧アイヌ墓地の被埋葬者と現存者との関わりを聞き取って、被埋葬者の氏名・生没年等を確認し、あわせて「純粋」なアイヌ民族を個々に特定するための作業であったと考えられる。特に、八雲町遊楽部・森町・落部村・長万部・浦幌村愛牛の発掘に前後して、周到に調査に臨んだ。

③はアイヌ民族が死亡した妊産婦の屍体を開腹して胎児を取り出し、母体とともに埋葬する習俗を聞き出し、アイヌ民族が屍体を開腹することをもって、発掘したアイヌ頭蓋骨に見出した大後頭口損傷が人為的損傷であるとの傍証とする意図によるものである。しかし、明らかになったのは妊産婦に胎児を抱かせることで懇切に埋葬するアイヌ民族の心性・習俗であり、兄玉作左衛門の意図を証することにはつながらなかった。兄玉作左衛門は、死亡した妊産婦の埋葬に関しては、「アイヌ民族に於ける妊婦屍体解剖の奇習」(『北海警友』1938年6月、1～6頁)に、聞き取った事実だけを記す他なかったのである。

④はアイヌ民族には人肉食の風習があったと証して、大後頭口を切除して取り出した脳漿を食したことの傍証とする意図によるものである。しかし、「聞書」による限り大後頭口切除に関する証言を得ることはできなかった。ここでも兄玉作左衛門の意図は達成されなかったが、大後頭口損傷は人為的だとの見解に固執し、ついには自説が破綻した経緯は『2013年報告書』に記したとおりである。

⁴⁷ 「7A戸籍謄本」(1934年11月1日に取得)、「7B戸籍謄本」(1934年11月1日に取得)。7A戸籍謄本中にある「7C」(住所が愛牛字*****)は一字異なるが、「7C」と同一人物である。

⁴⁸ 浦幌村社会教育協会編『浦幌村五十年沿革史』浦幌村役場、1949年、342～345頁。

⁴⁹ 北海道庁総務部人事課編・発行『昭和十年六月一日現在 北海道庁職員録』132頁。

⁵⁰ 戸籍謄本取得の意図を見定め得る資料は見当たらないが、「7D戸籍謄本」取得は、1933年2月1日であり、兄玉作左衛門が発掘以前に浦幌村愛牛に在住するアイヌに着眼していたことを窺える。

⁵¹ 「[愛牛在住者・故人と被埋葬者との血縁・姻戚関係等]」、「アイヌ聞書抄」収録。

⁵² 「渡辺庄八」は森町助役(1947年9月～1951年9月)、同収入役(1951年12月～1967年12月)を勤めた渡辺庄八と同一人物であろう(森町編・発行『森町史』1980年、222～223頁)。1925年頃の森町役場の機構と人員構成は、町長の下に助役・収入役、助役の下に戸籍係(2名)、勸業係(2名)、兵事・学事係(1名)、庶務係(1名)、税務係(5名)であったという(『森町史』179頁)。

北海道庁学務部社寺兵事課が「人骨発掘発見ニ関スル規程」を所掌していたことに照らせば、渡辺庄八が属していたの

は兵事・学事係となろう。

⁵³ 「5L 戸籍謄本」には長女の生没年（月日の記載はない）と「**埋葬」（**は地名）との書込がある。兄玉作左衛門は、同謄本に長女の記載はなかったと記していた。当然後筆である。

⁵⁴ 『森町史』1000～1001頁。

⁵⁵ 「森」・「5L 家変遷史」・「アイヌ聞書抄」収録。

⁵⁶ 「八雲遊楽部に於けるアイヌ墳墓遺跡の発掘に就て」19～20頁。『2013年報告書』（38～39頁）も参照されたい。

⁵⁷ 渡辺左武郎「兄玉先生の懐い出——戦前のアイヌ墳墓発掘のことなど」、『北海道の文化』第21号、1971年3月、5頁。

⁵⁸ 1969年7月30日付『北海道新聞』夕刊は、兄玉作左衛門が八雲町文化財調査委員・有識者からの返還要望に応じて石碑を返却したと報じた。同紙は「土地所有者らの了解を得て持ってきた」との兄玉作左衛門の談話を載せている。「落部土人供養碑」と町営八雲墓地に移設された石碑については『2013年報告書』（40～42頁）を参照されたい。

⁵⁹ 渡島教育会落部村支会編・発行『落部村郷土史』1939年、94頁。『2013年報告書』（40頁）も参照されたい。

⁶⁰ 9Fは姓、9Iは姓名の表示であるため確定はできないが、同一人物の可能性はある。

⁶¹ 「アイヌ聞書抄」収録。

⁶² 1936年3月19日付『樺太日日新聞』。記事中の「既報」は、1935年10月1日付同紙が「日本学術振興会／樺太アイヌ研究／明夏大挙して来島」と見出しを掲げ、以下のように報じたことを指している。

北進日本の提唱と共に樺太の存在は政治的にも経済的にも漸次重要視されるに至り樺太視察者も年を追ふて増加の傾向にあるが今度は明年の六七月頃東京、京都、東北、北海道各帝大の教授から組織される日本学術振興会の学者達が助手共の他一行五十名が大挙して来島二、三週間の子定で樺太に於けるアイヌの生活状態に就いて研究することになった。一行には前東大医学部長林春雄氏同現医学部長永井潜氏、金沢医大の古家芳雄教授東北大学の長谷部言仁教授等の顔も混つてゐる。まだ樺太庁に正式通知があつた訳ではないが九鬼豊原医院長宛内交渉があつたから十中の八九までは実現するものと予想される

「古家芳雄」は古屋芳雄、「長谷部言仁」は長谷部言人の誤植である。また、第8小（アイヌ）委員会に、京都帝国大学関係者や長谷部言人は参画していない。

⁶³ 1936年6月5日付『樺太日日新聞』。

⁶⁴ 千徳太郎治『樺太アイヌ叢話』市光堂、1929年、64～65頁。他に、田村将人「白浜における集住政策の意図と樺太アイヌの反応」（『北海道開拓記念館研究紀要』第35号、2007年、87～99頁）を参照した。

⁶⁵ 樺太庁長官官房秘書課編・発行『樺太庁職員録 昭和十年八月一日現在』1935年9月、423頁。

⁶⁶ 1936年1月9日付『北海タイムス』。木箱内の切り抜き記事は洋紙に貼付され、洋紙の余白に「昭和十一年一月八日 北海タイムス紙」と書き込みがある。しかし、北海道大学附属図書館所蔵『北海タイムス』（マイクロフィルム版）によれば、同記事は1931年1月9日付『北海タイムス』に載っている。

⁶⁷ 岩間庄八の職歴は、『昭和九年四月一日現在 北海道庁職員録』、『昭和十年六月一日現在 北海道庁職員録』、北海道庁総務部人事課編・発行『昭和十一年六月一日現在 北海道庁職員録』（1936年）、北海道庁総務部人事課編・発行『昭和十二年六月一日現在 北海道庁職員録』（1937年）、北海道庁総務部人事課編・発行『昭和十三年七月一日現在 北海道庁職員録』（1938年）を参照した。

北海道大学北方生物圏フィールド科学センター植物園編・発行『北大植物園資料目録 第8号 千島列島出土考古資料目録』（2016年）に、1935年9月に岩間庄八が寄贈した国後島二木城・小田富遺跡にかかわる石ランプなどの記載（52～54頁、資料番号18363～18400）と解説（加藤克「北海道大学植物園・博物館所蔵考古資料に付属する資料情報の課題～千島列島出土資料を中心に」312～315頁）がある。

岩間庄八は、「民俗覚書き◆いぶし肉の話」（『北海道の文化』第6号、1964年3月、59頁）、「民俗覚書き◇原始共産制の話 ◇うぶ水の話 ◇変つた凍死の話 ◇チヤランケの選手」（『北海道の文化』第7号、1964年10月、59～60頁）を著している。「いぶし肉の話」では、美幌警察署長の任に就いていた1941年3月7日に、兄玉作左衛門の添書を持参したマライーニをアイヌ居住地域へ案内したと述べている。

⁶⁸ 新谷廣治は、1933年6月1日以降は村会議員（1963年4月28日まで）、1935年7月以降は常呂漁業協同組合組合長（1946年まで）の任にあった（常呂町史編さん委員会編『常呂町史』常呂町、1969年、170～171・334頁）。新谷廣治の常呂村における位置・人物評は、清水昭典「総力戦下の村常会・町内会・部落会——北海道常呂郡常呂村の場合——」（『北大法学論集』第36巻第1・2号、1985年9月、94～95頁）によった。

⁶⁹ 山田久七の常呂村における位置は、「総力戦下の村常会・町内会・部落会——北海道常呂郡常呂村の場合——」（95頁）によった。山田久七が常呂村会議員であったことは『常呂町史』（169～170頁）、常呂商工会頭であったことは『常呂町史』（397頁）によった。清水昭典は村議「七期当選」と述べているが、『常呂町史』によれば山田久七は村議を8期務めた。

⁷⁰ 「総力戦下の村常会・町内会・部落会——北海道常呂郡常呂村の場合——」95頁。

⁷¹ 『2013年報告書』86頁。伊藤昌一の「人骨発掘発見二関スル規程」に則っていたとの主張は正確であったが、海馬沢博による兄玉作左衛門批判が行われた1980年代に、医学部による調査は関係者の記憶に依拠するばかりで、「人骨発掘発見二関スル規程」にさえ到達しなかったことも、想起されて然るべきである。

《卷末資料》

凡例：

1. 北海道大学医学部解剖学第一講座・解剖学第二講座が行ったアイヌ人骨収蔵の経緯等に関する資料（児玉作左衛門旧蔵資料）について、その複写を収録する。
2. 資料中、今日の人権意識に照らして不適切と思われる語句や表現については、時代背景と資料そのものを把握するため、原資料のまま、複写を収録する。
3. 収録にあたっては、資料に記録されている個人情報保護するため、下記の制限を行う。
 - (1) 個人情報（氏名、住所に関する記録等）は、私人の場合にあっては当該部分を伏せることとし、マスキングを施した。
 - ①氏名
 - ②捺印
 - ③生没年月日・本籍地・埋葬地・性別
 - ④住所（市町村大字までは表示し、それ以降は伏せる）
 - (2) 資料中、重要な個人情報（戸籍・除籍謄本、家族・親族・婚姻に関する記録等）に相当する資料は、複写物収録から除外する。

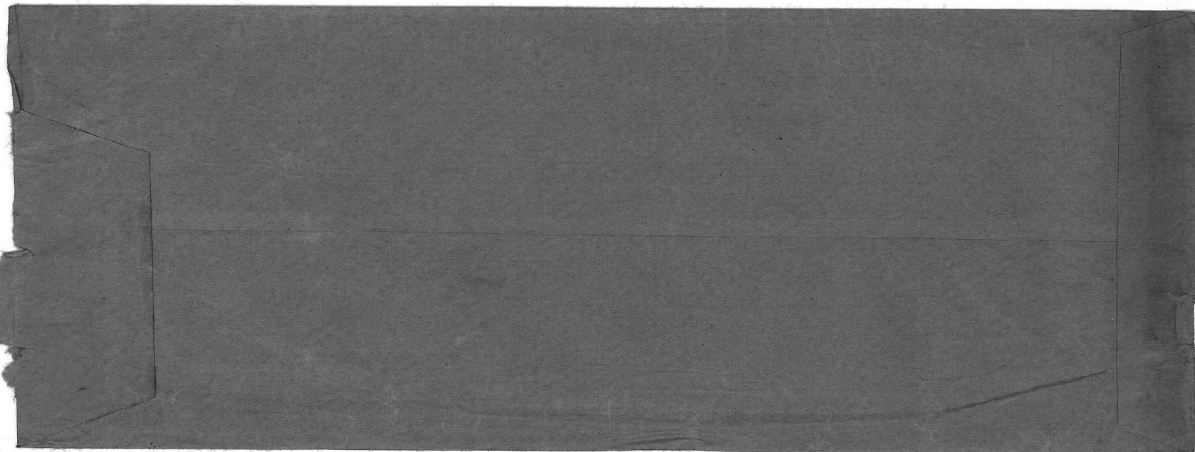
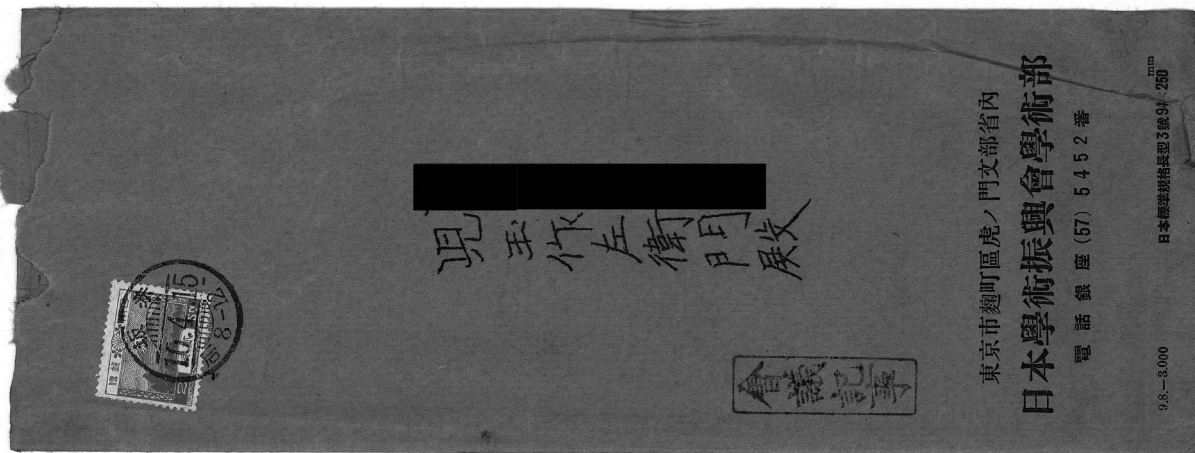
賦

大 德 聖 王

丸 藥 製 法

丸 善 製 四

丸 滯 製 四



學第8小委普第3號

日本學術振興會學術部

第8小(アイヌ調査)委員會
第2回會議記事

第1. 時 所
昭和10年1月21日(月)自午後3時
至午後9時30分
東京帝國大學醫學部生理學教室

第2. 出席者
出席者 11名
委員長 永井 潛
委員 有馬英二 井上善十郎 内村祐之
越智貞見 兒玉作左衛門 古屋芳雄
今 裕 高橋信吉 林 春雄
山崎春雄
幹事 波多野貞夫臨時出席

第3. 經 過
昭和10年1月21日午後3時委員長永井潛
司會ノ下ニ開會シ。事業報告ヲナシ。次デ
本年度調査準備ニ關スル協議ヲ行ヒ。最後
ニ各委員ヨリ。順次ニ昨年度調査成績ノ概

要ヲ述ベ。之ニ關シテ意見ヲ交換シ。午後
9時30分閉會ス。

(1) 委員長ヨリ前回會議以後ノ處理事項ニ就
キテ、次記ノ報告アリ。

(ア) 戸口調査大半完了セルヲ以テ、道廳ヲ
經テ、調査ヲ囑託セシ人々ニ謝意ヲ表
スベク、匾狀ニ記念品(木杯)ヲ添附
シテ發送セシコト。

(イ) 右戸口調査表ハ、三通調製シ、一ハ委
員長ノ手許ニ、一ハ委員井上善十郎ノ
手許ニ、一ハ北海道廳ニ保管スルコト
トセルコト。

(ウ) 各委員ニ於テ購入セシ機械、器具、圖
書等ハ、調査完了ノ上ハ、之ヲ關係學
校若クハ學術振興會ヘ移管スルコト。

(エ) 準備金中ヨリ、285圓ヲ振興會ニ返納
セシコト。

(2) 委員越智貞見ヨリ、調査地ニテ診療ヲ受
ケシ「アイヌ」ガ、札幌ニ來リ北大附屬病
院ニ入院ヲ乞フ者アリ、病院ニ於テ治療
ノ「ベッド」滿チ居ル時ハ、之ヲ如何ニス

ベキヤニ就キテ申出アリ、結局、斯ル場
合ハ道廳ニ費用ノ援助ヲ乞フコトニ努力
スベキニ決シ、委員今裕主トシテ之ニ當
リ、尙本道長官上京ノ機會ニ於テ、委員
長ヨリ、長官ノ諒解ヲ得ベク力ムルコト
トナレリ。

(3) 「アイヌ」ノ遺骨發掘ガ、アイヌ統治政策
ニ妨テナストノ理由ヲ以テ、昭和9年10
月19日ヲ以テ、人骨發掘ニ關スル廳令
ヲ公布セリ。勿論或ル程度ノ取締ヲナス
ハ、必要ノコトナランモ、餘リニ之ニ拘
泥シテ、學術上ノ調査ニ不便ヲ與フルコ
トナキ様、道長官ノ了解ヲ求メタキ旨、
委員兒玉作左衛門ヨリ發議アリ、之ヲ可
決シ、委員長及委員今裕等之ニ當ルコト
トセリ。

(4) 昭和10年度調査ノ準備中時處ノ選定ニ
關シテ準備委員タル委員山崎春雄ヨリ、
次ノ報告アリタリ。

(ア) 浦河支廳管内靜内町附近ニハ8月中旬、
昆布採取ノ爲、「アイヌ」ノ壯年男女海

- 岸ニ集來スルヲ以テ、此ノ機會ヲ利用シ、彼等ガ仕事ニ入ラザル直前ニ、調査ヲ行ヘバ、一舉ニ多人數ノ材料ヲ得ン。
- (4) 尙ホ之ニ先立テテ、室蘭白老地方ノ「アイヌ」調査ヲ遂行スルコトナシ、其ノ準備ニ關スル調査ヲ、山崎、井上、内村3委員ニ囑託セリ。
- (5) 調査期間ハ室蘭白老地方約2週間、釧路内地方約2週間ノ豫定。
- (6) 昭和10年度各部豫算ハ、週クモ2月末日迄ニ委員長ノ手許ニ提出スルコト。
- (7) 解剖(山崎、兒玉)、生理(永井)、生體測定(古屋)、病理(今)、精神(内村)、衛生(井上)、内科(有馬)、眼科(越智)、皮膚(高橋)ノ順序ヲ以テ9年度調査ノ概要ヲ述ベ、各自意見ノ交換ヲ行ヒ、頗ル有益ナリキ。其ノ發表ハ他日ニ譲ラントス。

(以上)

日本學術振興會第八小委員會(アイヌ研究)解剖學之部

昭和十年度予算總額 ~~33,244.88~~ 33,244.88

内訳

人件費

出張旅費

1. アイヌ調査費(北海道十勝、釧路市及渡島森町方面一行ノ豫定、日數ハ最少限度20日間、乗車券數最少限度40枚、豫定、金額)

教授 二名	{	右ノ期間、右ノ当	920.00
助教授 一名			
講師 一名			
助手 一名			

汽車賃

157.12

2. 腸振アイヌ生體測定並ニ撮影、

日數、約2週間、場所、腸振國純田町(暫定的)トシテ計算、

教授 一名	{	右ノ期間、右ノ当	308.00
助手 一名			

汽車賃

27.76

祭礼料 A. 墓地費、除=遺族=贈呈 (土体20.00、40体5) 800.00

B. 屍体提供、除遺族=贈呈 (1体100.00、5体5) 500.00

人支償

遺骨費、除2人20日間 52.00

實地方法論

算一筆

[illegible]

物件費	單價	金額
熟 花邊帶製造及運費	(40吋分)	40.00
帶託收寄木箱	(40個)	100.00
製造材料 (白布、綢、鈕、新開紙等)		50.00
早茶材料		15.00
尾件運費	(5吋分)	25.00
		<u>250.00</u>
		合計 3324.88

第二 実施方法 (一) 資料蒐集

骨骼蒐集

北海道、土壤の酸性強、土中ニ於ケル骨質ノ保存ニ甚ダ不良ナル。又ガクハ荒廢セル墓地遺跡、此ノハ村人の交歩要サク死垢容易ナルモ吾人の目的ニ適ク材料ニ乏シキヲ期待シ得ナイ。従来、経路ニ沿ヒ埋葬後、5年以上経過セルハ、尸ニ骨質ノ腐蝕甚シク最早科學的研究對象ナラバ價值乏キヲ常ニス。因テ埋葬時日明カナルヲ調査シ、其遺族ヲ勸説シテ遺骸ヲ學術研究ノタメ本大學寄贈セシムル方法ヲ撰ビテ居ル。其結果ハ極マ良好ヲ得、適確ニ完全骨骼ヲ收メ得。斯様ニシテ蒐集シタ我教堂所藏、アリ又骨骸ハ殆ト新鮮屍ヲ晒曝シタルニ比シテ決シテ遜色ヲ見ナイ。

然レテ文書ニヨル交渉ハ不可能ナルカモ事實ニ必ズ我々が現地ニ出張スル必要アリ然レテ次ニ述ヘル様ナ

理由デ意外ニ長時日ノ滞在ヲ餘儀ナリセラル。即チアイヌノ全部落民ノ相誤ニ上デマカハ、些事ニ雖モ個人的ニハ、彼裁シ得ナイ習慣デアルカラ、況ンヤ慣例習俗ヲ超越シタ墓地發掘、如キ重大事ハ、一朝一夕ニ應接ヲ決シ難シ。前長宅ニ催ナル相談會ハ、一回一答ニ實ニ時間ノ感念ヲ超越シタ悠長ナモデアルガ我々ハ其常ニ列シテ連日徹宵辛勞強ク説得努ムルデアル。其間或ハ診療ニ從事シ或ハ習慣ニ依リテ響應シ又ハ會合参加ノタメ生業ヲ休ムモ、然レモ手當ニ支給スル場合ニアル。

墓地發掘ニ應ズル遺族ニハ、祭祀材料ヲ贈ルカ之ノ弊ニ於ケル解剖、場合ト敢テ異ニトコロナリ。

死垢其モハ、夫ノ日ヲ覆フ犬舎、雜草ト群ル蚊蚋、此ノ苦悶デアルガ、之ハ必ズシモ吾人ノ苦痛トスルトコロデハ、ナリ。

寧ロコレ對シ難キハ、非衛生極ナル部落ニ滞在シ時間ヲ無視シテ會合ニ連リ、其ニ焼酎ノ杯持テナケルナリ又事トモデアル。